

日本学術会議会則（案）について

➤ 今回の確認範囲

新 日本学術会議会則（案）	現行の日本学術会議会則
第一章 総則	第一章 総則（第一条）
第二章 総会	第二章 職務（第二条、第三条）
第三章 役員等（※会長特別補佐を含む）	第三章 組織（第四条—第六条）
第四章 役員会	第四章 会員及び連携会員の選考等（第七条—第十五条）
第五章 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会	第五章 会議（第十六条）
第六章 会員	第六章 総会（第十七条—第十九条）
第七章 業務（※協力学術研究団体、地区会議を含む）	第七章 部会（第二十条—第二十二条）
第八章 中期的な活動計画等	第八章 幹事会（第二十三条—第二十六条）
第九章 連携会員	第九章 委員会（第二十七条—第三十二条）
第十章 部	第十章 地区会議（第三十三条）
第十一章 委員会	第十一章 若手アカデミー（第三十四条）
第十二章 若手アカデミー	第十二章 栄誉会員（第三十五条）
第十三章 事務局	第十三章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十六条）
第十四章 雑則	第十四章 雑則（第三十七条—第三十九条）
附則	附則

法律上の規定
がない事項

➤ 会則案の概要、主な変更点等について

（会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会）

- ・各委員会の役員、議事、議決等について規定。
- ・会員候補者選定委員会については、委員会の公開に関する規定はなし。

（会員）

- ・会員は非常勤とする。ただし、役員である会員は常勤とすることができる。
- ・連携会員その他委員会が定める者が会員の候補者の候補者を会員候補者選定委員会に推薦することができること等を規定。
- ・補欠の会員の選任において、過去3年以内の会員選任時の推薦結果を活用することとし、また、会員候補者選定委員会は候補者の推薦を部に依頼することができる。分野別業績審査委員会における審査を経て、名簿を総会に提出する。
- ・会員が辞任しようとするときは、30日前までに会員候補者選定委員会に申し出る。
- ・会員候補者選定委員会が法第32条第2項の規定に基づき会員の解任を求めようとするときは、当該会員の弁明の機会を設けた上で、審議の経緯及び理由を総会に提出しなければならない。

(業務)

- ・別表第1に掲げる意思の表出は、表に掲げるとおり部、委員会、分科会、若手アカデミーが行うことができる旨を会則本文にも規定。
- ・地方学術会議(P)を会則に位置付けるとともに、地区会議と地方学術会議の違いが明確になるよう規定。
- ・準備委員会の方針に基づき、日本学術会議協力学術研究団体の承認は、幹事会から会長に変更。
- ・シンポジウム、フォーラム等の開催について会則に位置付ける。
- ・国際活動について、「多国間学術交流」及び特定の国際的枠組みにおいて共同声明を発出する事ができる旨を規定。

(中期的な活動計画等)

- ・中期的な活動計画・年度計画委員会において中期的な活動計画等の案を作成する。
- ・自己点検評価について、会員、連携会員、職員や学術会議内の各組織が評価の実施に協力するとともに、評価結果の業務運営の改善への反映に協力する。
- ・準備委員会の方針に基づき、外部評価は自己点検評価において活用する。また、外部有識者は学術会議に対して利害関係を有しない者とする。

(連携会員)

- ・連携会員（連携会員（特任）含む。）は、学術会議が委嘱する。
- ・連携会員は、会員と連携し、法第37条に規定する業務に携わる。
- ・準備委員会の方針に基づき、①定年は75歳に達する日以後の最初の9月30日を経過したとき、②任期3年、③連携会員の任期は12年まで（現行の連携会員としての任期を含む。）について規定。また、附則において、法人発足時の特例を規定。
- ・連携会員が委員会、分科会等の委員になることができる（現行と同様）。
- ・連携会員の委嘱プロセスは、会員・連携会員が候補者を連携会員選考委員会（役員会附置）に推薦し、連携会員選考委員会が候補者の名簿を作成し、役員会がその名簿に基づき候補者を決定し、会長が委嘱を決定する（現行と同様）。
- ・連携会員が辞任しようとするときは、30日前までに会長に申し出る。
- ・連携会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、連携会員選考委員会が当該連携会員の弁明の機会を設けた上で、役員会が解嘱を求め、会長が解嘱することができる（現行とほぼ同様）。

(参考)

➤ 日本学術会議会則（案）

法律上の規定、準備委員会の方針等		新会則 案文	現行規程
第〇章 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会			
1	●日本学術会議法（令和7年法律第70号） （以下「法」という。） （会員候補者選定委員会） 第二十五条 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 第三十条の規定による会員の候補者の選定 二 第三十一条第一項に規定する選定方針（第五項及び次条第一項第一号において「選定方針」という。）の案の作成 三 第三十二条第二項の規定による会員の解任の求め 四 前三号に掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、日本学術会議規則で定めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの 2 会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員十人以上二十人以内をもって組織する。 3 会員候補者選定委員は、会員のうちから、総会が選任する。 4 会員候補者選定委員の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までとする。 5 会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候補者選定委員会に、選定	（会員候補者選定委員会の委員及び役員） 第〇条 法第二十五条に規定する会員候補者選定委員会（以下この条から第〇条までにおいて「委員会」という。）に、委員長一名及び副委員長一名を置く。 2 委員長は、委員の互選により選出する。 3 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。 4 委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任する。 5 この規則に定めるもののほか、委員の選任に関し必要な事項は、役員会が定める。 （会員候補者選定委員会の招集） 第〇条 委員会は、委員長が招集する。ただし、会長（会長が任期途中で退任した場合の後任の者を除く。）の任期における最初の委員会は会長が招集する。 （会員候補者選定委員会の議事） 第〇条 委員長は、議事を整理する。	

	方針で定める研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置く。 6 分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に係る研究分野における会員の候補者の研究又は業績の審査を行うために必要な専門的知識を有する者のうちから、会員候補者選定委員会が選任する。	2 委員長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。 (会員候補者選定委員会の議決) 第〇条 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。 2 委員会の議決は、出席委員の多数決による。 3 委員会における議決の際、可否同数の場合は、委員長がこれを決定する。 (分野別業績審査委員会) 第〇条 法第二十五条第五項に規定する分野別業績審査委員会の委員の選任及び運営に関し必要な事項は、会員候補者選定委員会が定める。 (会員候補者選定委員会に関する事項の役員会への委任) 第〇条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、役員会が定める。	
2	(選定助言委員会) 第二十六条 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。 二 前号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。	(選定助言委員会の委員及び役員) 第〇条 法第二十六条に規定する選定助言委員会(以下この条から第〇条までにおいて「委員会」という。)に、委員長一名及び副委員長一名を置く。 2 委員長は、委員の互選により選出する。 3 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。	

	2 選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織する。 3 選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。 4 選定助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選定助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 選定助言委員は、一回に限り再任されることができる。	4 委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任する。 5 この規則に定めるもののほか、委員の選任に関し必要な事項は、役員会が定める。 （選定助言委員会の議事） 第〇条 委員長は、議事を整理する。 2 委員長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。 3 委員会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、委員長は、議決を経て非公開とすることができる。 （選定助言委員会の議決） 第〇条 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。 2 委員会の議決は、出席委員の多数決による。 3 委員会における議決の際、可否同数の場合は、委員長がこれを決定する。 （選定助言委員会に関する事項の役員会への委任） 第〇条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、役員会が定める。	
3	（運営助言委員会）	（運営助言委員会の委員及び役員）	

第二十七条 運営助言委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 第三十六条第三項に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。 二 前号に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。 2 運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以内をもって組織する。 3 運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が任命する。 4 運営助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 運営助言委員は、一回に限り再任されることができる。 <準備委員会方針> ・運営助言委員の選考は新体制において行うこととする。 ・委員には、日本学術会議についてよく知っている元会員等が半数に満たない範囲で含まれることが望ましいのではないか。	第〇条 法第二十七条に規定する運営助言委員会（以下この条から第〇条までにおいて「委員会」という。）に、委員長一名及び副委員長一名を置く。 2 委員長は、委員の互選により選出する。 3 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。 4 委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任する。 5 この規則に定めるもののほか、委員の任命に関し必要な事項は、会長が定める。 （運営助言委員会の議事） 第〇条 委員長は、議事を整理する。 2 委員長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。 3 委員会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、委員長は、議決を経て非公開とすることができる。 （運営助言委員会の議決） 第〇条 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。 2 委員会の議決は、出席委員の多数決による。 3 委員会における議決の際、可否同数の場合は、委員長がこれを決定する。	
--	--	--

	・なお、現役の会員が運営助言委員に就任できない趣旨からすれば、現役の連携会員も運営委員に就任しないことになるのではないか。 ・委員の選考に当たっては、例えば、組織運営、経営（会計、自己資金）、国際、広報についての専門性を考慮することが望ましい。	（運営助言委員会に関する事項の役員会への委任） 第〇条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、役員会が定める。	
第〇章 会員			
4		（会員） 第〇条 会員は、非常勤とする。ただし、役員である会員は常勤とすることができる。	
5	（会員の選任の時期及び人数） 第二十八条 会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行う。 2 総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができる。 （会員の選任の決議等） 第二十九条 会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。 2 会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。 （会員の候補者の選定）	（会員の選任の手続） 第〇条 連携会員（第〇条第〇項に基づき任命された連携会員【注：連携会員（特任）】を除く。以下本条において同じ。）<u>その他会員候補者選定委員会</u>が定める者は、<u>会員候補者選定委員会</u>が定めるところにより、会員の候補者の候補者を<u>会員候補者選定委員会</u>に推薦することができる。 2 <u>前項の推薦</u>は、別に<u>会員候補者選定委員会</u>が定める様式により、行うこととする。 3 <u>第一項の推薦</u>の期間は、推薦を受け付ける期間として<u>会員候補者選定委員会</u>が公表する期間とする。 4 第一項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から三年間とする。 5 <u>その他会員の選任の手続</u>に関し必要な事項は、<u>会員候補者選定委員会</u>が定める。	●日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号） （会員及び連携会員の選考の手続） 第八条 <u>会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。</u> 2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。 3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。 4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

第三十条 会員候補者選定委員会は、次条第一項に規定する選定方針に従って、会員の候補者を選定する。 2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。 3 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。 4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定（補欠の会員の候補者の選定を除く。）を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。 一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 5 前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。		5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。 6 その他<u>選考</u>の<u>手続</u>に関し必要な事項は、<u>幹事会</u>が定める。 ●日本学術会議の運営に関する内規（平成17年幹事会決定） （会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等） 第6条 <u>会員又は連携会員（会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。</u> 2 <u>前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。</u> 3 第1項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から3年間とする。 4 <u>1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第2項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて5人を限度とし、このうち会員候補者は2人を限度とする。</u> 5 <u>選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。</u>
--	--	--

6		(補欠の会員の選任の手続) 第〇条 会員が任期満了の途中において定年、死亡、<u>辞任又は解任により退任する場合の後任者となる者</u>(以下「<u>補欠の会員</u>」という。)の<u>選任は、補欠の会員となった者が任期末までに一回以上の総会(第〇条第一項【注：定期の総会】の規定により開催する総会をいう。)</u>に出席できる場合に実施することができる。 2 <u>会員候補者選定委員会は、法第三十一条第一項に規定する選定方針に従って、補欠の会員の候補者(以下「候補者」という。)を選定する。</u> 3 <u>会員候補者選定委員会は、退任した会員の退任の日から起算して過去三年以内に行われた会員の選任における法第三十条第二項の規定に基づく推薦及び前条第一項の規定に基づく推薦【注：連携会員による推薦】の結果を活用する。</u> 4 <u>会員候補者選定委員会は、候補者の推薦を部に依頼することができる。</u> 5 <u>依頼を受けた部は、連携会員の中から三人以内の複数の候補者を選定し、会員候補者選定委員会に推薦する。</u> 6 <u>会員候補者選定委員会は、法第三十条第三項の規定に基づき、分野別業績審査委員会において候補者の研究又は業績に関する審査を行う。</u> 7 <u>会員候補者選定委員会は、候補者の名簿を総会に提出する。</u> 8 <u>その他補欠の会員の選任の手続に関し必要な事項は、会員候補者選定委員会が定める。</u>	●補欠の会員の選考手続について(平成18年幹事会申合せ) 会員が任期満了の途中において定年、死亡、<u>辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者</u>(以下「<u>補欠の会員</u>」という。)の<u>選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。ただし、補欠の会員の選任は、少なくとも補欠の会員となった者が1回の通常総会に出席できるよう、任期末の前年の10月の総会以前の総会において補欠の会員候補者の承認を行うことができる場合に実施することができる。</u> 1. <u>幹事会は、前任者の所属部等を考慮して補欠の会員の候補者(以下「候補者」という。)の推薦を依頼する部を決定する。</u> 2. <u>会長は、幹事会の決定を受けて当該部に對し、候補者の推薦を依頼する。</u> 3. <u>依頼を受けた部は、連携会員の中から3人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。依頼を受けた部における候補者の選定に際しては、選出しようとする分野の学問的専門性を踏まえた審議に加え、当該分野に隣接する分野の委員の参画を得て、より多面的な視点から審議を行う。</u> 4. <u>選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。</u>
---	--	--	--

			5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて1人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣総理大臣に推薦することを会長に求める。 (略)
7	(選定方針) 第三十一条 会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針（以下「選定方針」という。）を作成しなければならない。 2 選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 前条第二項に規定する措置の実施に関する方針 二 会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別 三 分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法 四 分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法 五 前各号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項 3 選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならない。	(選定方針) 第〇条 法第三十一条に規定する選定方針の作成に関し必要な事項は、会員候補者選定委員会が定める。	

	4 会員候補者選定委員会は、選定助言委員会の意見を聴いて、選定方針の案を作成し、総会に提出する。 5 会議は、選定方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。 6 前三項の規定は、選定方針の変更について準用する。		
8		(会員の辞任) 第〇条 会員は、辞任しようとするとき又は法第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったとき若しくは該当することが見込まれるときは、会員候補者選定委員会に申し出るものとする。なお、辞任しようとするときは、辞任しようとする日の三十日前までに申し出なければならない。 2 会員候補者選定委員会は、会員から辞任の申出があったときは、速やかに役員会に報告しなければならない。 3 会長は、会員の辞任があったときは、辞任の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。	●日本学術会議会則 (会員の辞職) 第九条 幹事会は、会員から辞職の申出があったときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならない。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を待つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもって同意とすることができる。 2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。 3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めることができる。
9	(会員の解任) 第三十二条 総会は、会員が第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならない。	(会員の解任) 第〇条 会員候補者選定委員会は、法第三十二条第二項の規定に基づき会員の解任を求めようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。	●日本学術会議会則 (会員の退職) 第十条 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条に規定する申出をすることにつき、総会に議決を求めることができる。

	2 会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。 3 総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。 4 第一項及び前項の規定による解任は、総会の決議により行う。 ※法第九条 (略) 5 政府又は地方公共団体の職員（非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。）は、会員となることができない。	2 会員候補者選定委員会は、解任の求めに当たっては、委員会における審議の経緯及びその内容並びに解任を求める理由を総会に提出しなければならない。	2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かなければならない。 3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
第〇章 業務			
10	（会議の業務） 第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 二 大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。 三 学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。	（意思の表出） 第〇条 学術会議は、<u>法第三十七条第一号の業務として意思の表出を行うこととし、意思の表出とは、法第三十八条に定める諮問に対する答申及び法第三十九条に定める勧告のほか、次に掲げるものをいう。</u> 一 要望 二 声明 三 提言 四 見解 五 報告	●日本学術会議会則 （意思の表出） 第二条 学術会議は、<u>日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。</u> 一 要望 二 声明 三 提言

四 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (諮問) 第三十八条 政府は、学術に関する重要事項について、会議に諮問することができる。 (勧告) 第三十九条 会議は、学術に関する重要事項について、政府に勧告することができる。 (協力の求め) 第四十条 会議は、第三十七条に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、政府に対し、資料の提出、意見の開陳又は説明その他の協力を求めることができる。 <準備委員会方針> ・ 査読プロセスにおいて、査読意見の取りまとめや承認など、部の役員や分野別委員会の委員長等に負担が集中している。負担軽減のため、査読を現行の２段階から１段階に集約したり、取りまとめを他の会員に委ねたりすることは必要である。 ・ 査読体制は、「提言」は、分野別委員会等からの選出２人、科学的助言等対応委員会からの選出３人、取りまとめ（エディター）１人、「見解」は、委員会から２人、部から２人、取りまとめ（エディター）１人とするのが良いのではないか。	六 回答 <u>２ 前各号に定める意思の表出の定義は、別表第一に定めるとおりとする。</u> <u>３ 第一項各号に定める意思の表出は、第〇条に規定する部、第〇項に規定する委員会、第〇項に規定する分科会又は第〇項に規定する若手アカデミーにおける審議をもって、それぞれ別表第一に掲げる種類につき、同表に掲げる表出主体により行うことができる。</u> ４ 意思の表出に関し必要な事項は、役員会が定める。 ★別表第一は別添（最終ページ）	四 見解 五 報告 六 回答
---	--	-------------------------------------

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・エディターは、会員・連携会員(特任含む)のうちから 30 人程度を役員会が指名して公表しておき、個別の意思の表出に対して、誰が査読者、エディターになったかは分からないようにすることが良いのではないかと。・外部有識者から登用する査読者については、読みやすさの観点だけでなく、一般常識や外の目から見て違和感はないかといった観点からチェックしてもらうことも重要ではないかと。・現行 8 つの種類がある意思の表出について、①トップダウン型(仮)、②ボトムアップ型(仮)と 2 種類に分けることが良いのではないかと(①と②の名称は検討が必要)。・意思の表出の中には、1 つの期では審議が完結せず、次期へ承継した方が適切な検討課題もある。この場合、今期は「記録」として、次期へ承継することも可能であることを明記したほうがよいのではないかと。その際、次期にどのように承継するかについて明確に示されているのが良い。・科学的助言等対応委員会については、その役割を考慮して「意思の表出対応委員会(仮称)」のような名称にしてはどうか。・意思の表出を政府の審議会や関係団体、学協会等の関係者にうまく届ける方法について検討すべきである。また、政府との関係においては、各府省庁の政策担当者と意思の表出の作成段階から意見を交わすことや、学術的知 | | |
|---|--|--|

見が必要なときに諮問してもらう関係を構築することも重要である。これらの実現のためには、事務局や URA のような関係機関との渉外能力を有する人が調整することも考えられるため、事務局の強化も必要である。

- ・意思の表出の発出までに時間を掛けていると、政府の審議会等において議論が先に進んでしまうため、特別な方法で迅速に査読を進めた方が良いものもある。委員会等において、最初の段階でその見極めをしっかりと行ったほうが良いのではないか。
- ・日本学術会議に求められている役割は、科学的な知見やエビデンスに基づき、政府や社会に対して、実現可能で信頼できる選択肢を示すことである。学術は多様であり一つの結論を出すことが必ずしも必要ではなく、両論併記や多様な意見を示すことや、学術的にはここまで言えるということを誠実に示すことが求められており、その点に留意して意思の表出を行う必要があるのではないか。
- ・長い時間を掛けて、意思の表出の内容が実現している例もあり、政府の応答や制度化については長い目で見る必要がある。
- ・政策へのインパクトを評価するためのフォローアップについては、その通りに実現したかどうかのみではなく、両論併記した結果政策はどうなったかといったことや、取り入れられた点と取り入れられていない点をレビューするということが重要である。

11	＜準備委員会方針＞ 地区会議、地方学術会議について ・基本的には現行制度を維持することとするが、各地区における大学等機関のバランスや、関係大学事務局等も含めた運営体制など、今後も引き続き検討すべき点がある。 ・地方学術会議の名称について、実態としては集会であるため、「地方学術集会」とすることもあり得るのではないか。	（地区会議） 第〇条 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。 <u>2 地区会議は、役員会が別に定める地域ごとに区分を設けることとし、各区分における構成員による運営及び活動を基本とする。</u> 3 地区会議に関し必要な事項は、<u>役員会</u>が定める。 （地方学術会議【P】） 第〇条 学術会議は、地方における学術の振興を強力に促進し、もって日本の学術の更なる発展を図ることを目的として、地方学術会議を開催する。 2 地方学術会議に関し必要な事項は、役員会が定める。	●日本学術会議会則 第十章 地区会議 （地区会議） 第三十三条 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。 2 地区会議に関し必要な事項は、<u>幹事会</u>が定める。
12	＜準備委員会方針＞ 会長の決定事項 ・委員会や各部が内容を精査しているものについては、柔軟に意思決定できるよう、会長の決定事項とする。 例： ・国際会議への派遣者の決定 ・分科会、小委員会の委員の決定 ・協力学術研究団体の承認	（日本学術会議協力学術研究団体） 第〇条 <u>学術会議は、学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、会長が承認したものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。</u> 2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。 3 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、<u>役員会</u>が定める。	●日本学術会議会則 第十三章 日本学術会議協力学術研究団体 （日本学術会議協力学術研究団体） 第三十六条 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、<u>幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。</u> 2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。

	・会長の決定事項であっても、会長は必要に応じて役員会の意見を聴くことができることとする。		3 <u>協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。</u> 4 <u>協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。</u> 5 <u>学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。</u> 6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。
13	<準備委員会方針> ・学術フォーラムとシンポジウムのどちらで開催するかについては、主催者が判断することが良いのではないか。そのため、厳密な定義をするのではなく、学術フォーラムは対話型で大学・研究機関だけでなく民間も含めて議論するといった方向性が示されていれば良いのではないか。 ・開催に当たっての事務局の人的支援や謝金・旅費等の支給は、内容に応じた一定の線引きが必要である（例えば、事務局の人的支援は提言等の発出に繋がるもの又はフォローアップに必要なものに限るなど）。 ・サイエンスカフェについても、全体の予算をみつつ、一定の支援をしても良いのではないか。	(シンポジウム、フォーラム等) 第〇条 学術会議は、シンポジウム、フォーラム等の開催その他の方法により、学術に関係する者の間における連携の確保及び強化並びに学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ることとする。 2 シンポジウム、フォーラム等の開催その他前項の活動に関し必要な事項は、役員会が定める。	

	・主催、共催、後援の種別に役割・責任や金銭負担の有無等の違いを確認するとともに、明確に規定することが必要である。また、協賛の扱いも検討すべきである。 ・学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ等における参加費等の徴収については、一律ではなく目的を考慮して金額等を決めるのが良いのではないか。参加費を払うことで主体的に参加してもらえという観点では行っても良いのではないか。参加者に配布する日本学術会議グッズを考えても良いのではないか。 ・学術フォーラムで既に行っているように公開シンポジウムも事後報告書等を公開することで質の保証に繋がるのではないか。		
14	（国際団体への加入） 第四十一条 会議は、第三十七条第四号に掲げる業務を行うため、学術に関する国際団体に加入することができる。この場合において、国際団体に加入することにより会議が当該国際団体に対して会費その他の費用（内閣総理大臣の承認を受けて会議が定める額を超える額の費用に限る。）を負担する義務を負うこととなるときは、あらかじめ、当該国際団体への加入について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。	（国際活動） 第〇条 学術会議は、<u>法第四十一条</u>に定める国際団体への加入のほか、次に掲げる国際活動を行う。 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣 二 学術に関する国際会議の主催及び後援 三 二国間学術交流 <u>四 多国間学術交流</u> 五 アジア学術会議に関すること。 六 その他会長が必要と認めるもの 2 <u>学術会議は、特定の国際的枠組みにおける共同声明を発出することができる。</u>	●日本学術会議会則 （国際活動） 第三条 学術会議は、<u>法第六条の二</u>に定める国際団体への加入のほか、<u>法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。</u> 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣 二 学術に関する国際会議の主催及び後援 三 二国間学術交流 四 アジア学術会議に関すること。

	<準備委員会方針> ・法人化後の国際活動に関する内規については、現行の内規において単独主催又は共同主催の国際会議について閣議（口頭）了解を得ることとされている部分を削除することとする。 ・国際会議における総理大臣のメッセージの取得や特命担当大臣の来賓挨拶等については、広報の観点等も踏まえつつ、共同主催団体の意向等も確認の上、引き続き必要に応じて依頼する。	3 国際活動に関し必要な事項は、役員会が定める。	五 その他会長が必要と認めるもの 2 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。
第〇章 中期的な活動計画等			
15	（中期的な活動計画） 第四十二条 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画（以下「中期的な活動計画」という。）を定めなければならない。 2 中期的な活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置 二 業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に関する事項	（中期的な活動計画等） 第〇条 法第四十二条に規定する中期的な活動計画及び法第四十三条に規定する年度計画（以下「中期的な活動計画等」という。）の作成又は変更に関する業務であって次項に定めるものは、別に定める委員会（以下本条において「委員会」という。）が実施する。 2 委員会は、中期的な活動計画等の案又はその変更案を作成し、会長に提出する。 3 その他中期的な活動計画等の作成又は変更に関し必要な事項は、委員会が定める。	

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項 3 会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 会議は、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しなければならない。 (年度計画) 第四十三条 会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の活動に関する計画（以下「年度計画」という。）を定めるとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 <準備委員会方針> ・ 検討に当たっては、ボトムアップで会員の意見を汲み上げる仕組みも必要である。 ・ 中期的な活動計画期間の区切りは、会員の任期の区切りと異なるため、策定時の会員と異なるメンバーが計画に基づき活動する期間が生じることを踏まえると、柔軟な形で計画を定めること、計画期間の途中で必要に応じて見直すことが良いのではないか。 ・ 中期的な活動計画等について検討するための委員会を設置することとし、構成員は会長、		
--	--	--

	副会長、会長特別補佐（仮称）、プラスアルファとすることが良いのではないか。		
	（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等） 第四十四条 会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、内閣府令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行わなければならない。 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績 二 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績 三 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間における業務の実績 2 会議は、内閣府令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項について行った同項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）の方法及び結果に関する報告書（以下「自己点検評価書」という。）を日本学術会議	（自己点検評価） 第〇条 法第四十四条に規定する自己点検評価に関する業務であって次項から第三項に掲げるものは、別に定める委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）が実施する。 2 委員会は、自己点検評価書の案を作成し、会長に提出する。 3 委員会は、自己点検評価の実施に必要な範囲において、会員、連携会員及び職員並びに役員会、部、委員会その他の学術会議の会議体（第〇条に規定する会議体をいう。以下本条において同じ。）に活動実績に関する資料の提出、意見の聴取その他の協力を求めることができることとし、学術会議の会議は、自己点検評価の実施に協力しなければならない。 4 会長は、法第四十四条第五項の規定に基づき、自己点検評価の結果を中期的な活動計画等及び業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、法第四十四条第六項の規定に基づき、日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させるため、学術会議の会議の協力を得て、業務及び自己点検評価の方法の改善を行う。 5 自己点検評価の実施方法、評価の基準その他自己点検評価の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。	●日本学術会議会則

評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。 3 日本学術会議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができる。 4 日本学術会議評価委員会は、会議に対して前項の意見を述べたときは、遅滞なく、内閣総理大臣に当該意見の内容を通知しなければならない。 5 会議は、自己点検評価の結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該結果の反映状況を公表しなければならない。 6 会議は、第三項の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない。 ＜準備委員会方針＞ ・自己点検評価を通じて内部監査の機能を果たすこととはどうか。 ・評価に当たっては、前提として、日本学術会議が他の独法等とは異なり非常勤の会員により構成されていることを認識しておく必要がある。 ・外部資金等については、獲得した外部資金等の額を評価の対象とせず、資金の獲得が自己目的化しないようにすることが重要である。	（外部評価） 第〇条 委員会は、自己点検評価の実施に当たって、外部の有識者による評価（以下本条において「外部評価」という。）を実施し、その結果を活用するものとする。 2 前項の有識者は、学術会議に対して利害関係を有しない者とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、利害関係の内容を明確にするとともに、利害関係のある範囲に関する評価における議決権及び発言権を制限すること等の必要な措置を講じた上で、利害関係を有する者を前項の有識者とすることができる。	第十四章 雑則 （外部評価） 第三十七条 学術会議の活動を充実させるため、幹事会の定めるところにより、有識者による外部評価を定期的に実施することとする。
--	---	---

	・ 現行と同様の外部評価を自己点検評価において活用することとし、活動実績に対して外部評価を行い、それを踏まえて自己点検評価書の作成を行うことが良いのではないか。 ・ 現行と同様に、個別に外部評価有識者を委嘱し、日本学術会議へのヒアリング及び意見交換に基づき外部評価を実施することとするのが良いのではないか。		
第〇章 連携会員			
16	＜準備委員会方針＞ 定年 ・ 会員と同じく「満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する」こととする。 任期 ・ 任期3年、再任可（ただし、通算12年まで）とする。 ※12年には、会員としての任期を含まず、現行制度における連携会員としての任期を含む（法人発足時の特例あり）。 選任時期 ・ クオリティコントロールの観点から、従前どおり、会員の選任と併せて各期末に選任することとする。 ・ 就任に先立ち、連携会員への事前説明を十分に行うこととする。	（連携会員） 第〇条 学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、<u>連携会員を委嘱する。</u> <u>2 連携会員は、会員と連携し、法第三十七条に規定する業務に携わる。</u> <u>3 連携会員は、第〇条の委員会及び第〇条の分科会、小分科会又は小委員会の委員となることができる。</u> 4 連携会員は、非常勤とする。 <u>5 連携会員の任期は、次条の規定にかかわらず、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに終了する。</u> （連携会員の任期） 第〇条 連携会員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、一定の期間内に限ってその<u>業務に携わらせること</u>が必要である場合には、<u>三年未満の任期を定めて委嘱すること</u>を妨げない。	●日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号） 第十五条 <u>日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。</u> <u>2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。</u> 3 連携会員は、非常勤とする。 4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。 ●日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号） 第一条 日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）の任期は、<u>六年</u>とする。ただし、一定の期間内に限ってその<u>職務を行わせることが必要である場合には、六年未満の任期を定めて任命すること</u>を妨げない。

・就任時にミッションを明示し、しっかりと活動する意思を示していただく。 人数規模 ・連携会員の適正な規模については、今後検討が必要である。 若手登用 ・連携会員のうち 49 歳以下の割合を 2 割以上とすることを目指す。	2 前項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以下の必要な期間を定めて連携会員を委嘱することができる。 3 連携会員は、再任されることができる。 4 第一項に規定する連携会員の任期は、通算で十二年（第二項に規定する連携会員としての任期を除く。）までとする。ただし、日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第十五条第一項に規定する日本学術会議連携会員の任期をこれに含める。	2 連携会員は、再任されることができる。 ●日本学術会議会則 （連携会員の任期の例外） 第七条 日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号、以下「令」という。）第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以下の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を任命することができる。 2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。 （連携会員の再任） 第十二条 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。 2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。 3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。 （連携会員の補欠の者の任期）
---	--	--

			第十一条 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
17	<準備委員会方針> 令和8年10月の特例（1） 現行の会員（25-26期）のうち就任意思がある者は現体制における選考に基づき法人化後に連携会員に任命（任期3年）することとし、現行の連携会員（25-26期、26-27期）は、本人の意思を確認の上、任期を3年延長する。	附 則 （経過措置） 第〇条 会長は、令和八年十月一日から令和八年十二月三十一日までの間、第〇条第〇項ただし書きの規定【注：現行連携会員としての任期を12年にカウントすること】及び第〇条第二項から第六項までの規定【注：連携会員の選考手続きを踏むこと】にかかわらず、連携会員の委嘱を決定することができる。	【参考】 ●日本学術会議会則 （経過措置） 第二条 令第一条の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成十八年九月三十日までに任命される者の任期の終期は、平成二十三年九月三十日までの間で会長が指定する。 2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三十日までとするよう努めるものとする。 第三条 会長は、平成十七年十二月三十一日までの間、委員会又は地区会議の活動のため特に必要があると認める場合、第八条の規定にかかわらず、平成十八年六月三十日までの必要な期間を定め、連携会員を任命することができる。 2 前項に基づき任命された連携会員は、第八条第一項の推薦をすることはできない。 3 第十二条第一項の規定は、第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。
18		（連携会員の選考の手続） 第〇条 <u>連携会員の委嘱は、会長が決定する。</u> 2 会員及び連携会員（<u>第〇条第〇項</u>に基づき任命された連携会員【注：連携会員（特任）】を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、	●日本学術会議会則 （会員及び連携会員の選考の手続） 第八条 会員及び連携会員（<u>前条第一項</u>に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、

		<u>役員会</u>が定めるところにより、<u>連携会員の候補者</u>を、別に<u>役員会</u>が定める委員会【注：連携会員選考委員会（役員会附置委員会）】に推薦することができる。 3 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、<u>連携会員の候補者の名簿</u>を作成し、<u>役員会</u>に提出する。 4 <u>役員会</u>は、前項の<u>連携会員の候補者の名簿</u>に基づき、<u>連携会員の候補者</u>を決定し、その<u>委嘱</u>を会長に求めるものとする。 5 <u>役員会</u>は、第○条第○項に基づき委嘱される<u>連携会員</u>【注：特任連携会員】の候補者を決定し、その<u>委嘱</u>を会長に求めるものとする。 6 その他選考の手續に関し必要な事項は、<u>役員会</u>が定める。	<u>幹事会</u>が定めるところにより、<u>会員及び連携会員の候補者</u>を、別に<u>総会</u>が定める委員会に推薦することができる。 2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、<u>会員及び連携会員の候補者の名簿</u>を作成し、<u>幹事会</u>に提出する。 3 <u>幹事会</u>は、前項の<u>会員の候補者の名簿</u>に基づき、<u>総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。</u> 4 <u>幹事会</u>は、<u>第二項の連携会員の候補者の名簿</u>に基づき、<u>連携会員の候補者</u>を決定し、その<u>任命</u>を会長に求めるものとする。 5 <u>幹事会</u>は、前条第一項に基づき<u>任命</u>される<u>連携会員の候補者</u>を決定し、その<u>任命</u>を会長に求めるものとする。 6 その他選考の手續に関し必要な事項は、<u>幹事会</u>が定める。
19		（連携会員の辞任） 第○条 連携会員は、辞任しようとするときは、辞任しようとする日の三十日前までに会長に申し出るものとする。 2 会長は、連携会員の辞任があったときは、役員会に報告しなければならない。	●日本学術会議法施行令 （連携会員の辞職） 第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、その辞職を承認することができる。 ●日本学術会議会則 （連携会員の辞職）

			第十三条 令第二条の辞職の申出があつたときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。 2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。
20		(連携会員の解嘱) 第〇条 会長は、<u>連携会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは</u>、当該連携会員を解嘱することができる。 2 役員会は、<u>連携会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは</u>、当該連携会員を<u>解嘱すること</u>を、会長に求めることができる。 3 前項において、<u>役員会</u>は、<u>第〇条第〇項の委員会</u>【注：連携会員選考委員会】の意見を聴かなければならない。 4 前項において、<u>第〇条第〇項の委員会</u>【注：連携会員選考委員会】は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。	●日本学術会議法施行令 (連携会員の退職) 第三条 会長は、<u>連携会員に連携会員として不適当な行為があるときは</u>、<u>日本学術会議法第二十八条の規定による規則</u>（以下単に「規則」という。）で定めるところにより、<u>当該連携会員を退職させる</u>ことができる。 ●日本学術会議会則 (連携会員の退職) 第十四条 <u>幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは</u>、<u>令第三条に基づき当該連携会員を退職させる</u>ことを、会長に求めることができる。 2 前項において、<u>幹事会</u>は、<u>第十条第二項の委員会</u>の意見を聴かなければならない。 3 前項において、<u>第十条第二項の委員会</u>は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

別表第 1

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	学術会議が政府及び関係機関等の実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	学術会議	学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること。
見解	部、委員会、分科会 又は若手アカデミー	部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。
報告	部、委員会、分科会 又は若手アカデミー	部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第三十八条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。